

**緑と花があふれる「まち」へ
「まちなか緑化」の募集**

町会・自治会などの団体の皆さんが、緑や花を育てて潤いのある地域をつくることを支援するため、区では、「まちなか緑化」(緑と花のまちづくり推進地域事業)を実施しています。推進地域(国や都の土地等を除く)に指定されると、年間計画の作成や植栽・維持管理等を「緑と花のサポーター」が支援し、プランターや花苗、用土等を区が無料で提供します。緑化したいと考えている場所がありましたら、ぜひ、ご相談ください。力を合わせて、緑と花があふれる「まち」をつくりましょう。

【問合せ】環境保全課緑化推進担当 ☎5608-6208



**ぜひ、ご利用ください
1時間単位で利用できる自
転車駐車場の開設**

区では、放置自転車のない安全で安心なまちをつくるため、1時間単位で利用できる自転車駐車場を、錦糸町駅周辺に新たに4か所整備しました。ぜひ、ご利用ください。

【利用開始日時】12月1日(金)午前10時～**【ところ】**
▶ 錦糸町駅南口京葉道路歩道部＝江東橋3-8地先・江東橋4-26地先・江東橋4-27地先 ▶ 錦糸町駅北口北斎通り歩道部＝錦糸2-2地先**【利用料金など】**1回の利用につき▶利用開始時～最初の2時間＝無料 ▶2時間経過後＝1時間ごとに100円 *利用開始時から24時間ごとの上限額は300円 *1回の利用につき、駐車可能時間は最大72時間 *その他の利用規約については問い合わせるか、区ホームページまたは場内の案内看板を参照**【問合せ】**土木管理課交通安全担当 ☎5608-6203

**ご注意ください
区施設の臨時休館**

ご利用の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解くださいますよう、お願いします。

■すみだ女性センター(押上2-12-7-111)
館内設備の整備のため、臨時休館します。
【休館日】12月14日(木) **【問合せ】**すみだ女性センター ☎5608-1771

■すみだスポーツ健康センター(東墨田1-6-1)
館内設備や外壁等の大規模改修工事のため、全館休館します。

【休館期間】12月28日(木)～平成30年3月23日(金) **【問合せ】**▶すみだスポーツ健康センター ☎5247-7755 ▶地域活動推進課地域活動推進担当 ☎5608-6592

■みどりコミュニティセンター(緑3-7-3)
館内の改修工事のため、休館・施設の貸し出し休止をします。なお、緑出張所は通常通りご利用いただけます。

【休館・施設の貸し出し休止期間】▶多目的ホールの貸し出し休止＝30年2月13日(火)～3月31日(土) ▶集会室の貸し出し休止＝30年2月19日(月)～25日(日) ▶休館＝30年2月26日(月)～3月11日(日) *休館中は、2階の公共施設利用システム利用者専用端末と受付窓口も利用不可 *他にも小規模工事の予定があるため、詳細は問合せ先へ**【問合せ】**▶みどりコミュニティセンター ☎5600-5811 ▶地域活動推進課地域活動推進担当 ☎5608-6200

**地球にやさしい生活のため、ぜひ、ご利用ください
緑化助成制度**

まちに潤いと安らぎをもたらしてくれる緑を増やすため、屋上や壁面などを新たに緑化する方へ、工事費等の一部を助成しています。詳細は、

工事着工前にお問い合わせください。
【助成内容】下表のとおり **【問合せ】**環境保全課緑化推進担当 ☎5608-6208

種別	助成対象・条件	助成金額
屋上緑化	建築物の屋上(最上部の平面な屋根部分等)や屋根のないルーフバルコニー等に設置する1㎡以上の緑地 *築1年以上の建築物には事前の安全点検が必要(費用は区が負担) *花壇(一年草の草花)・菜園やプランター等は対象外	1㎡につき1万円で算出した額と、工事費(税抜き)の半額を比べて少ない方の額(限度額40万円) *1万円未満切捨て
壁面緑化	道路に面した建築物の壁面に1㎡以上の補助器具を設置し、つる性植物等で覆ったもの *落ち葉対策等のため道路との境界線から適正な間隔を取る必要あり	
沿道緑化(生け垣)	道路に面した沿道部分に、塀の形成を目的として高さ1m以上の樹木を枝葉同士が触れ合う間隔で列植したもの	植え込み地の長さ1mにつき2万円で算出した額と、工事費(税抜き)を比べて少ない方の額(限度額40万円)
沿道緑化(植樹帯)	道路に面した沿道部分の植栽ます(幅50cm以上)に、樹木を枝葉同士が触れ合う間隔で列植したもの *草花は対象外	植え込み地の面積(植栽ますの縁石を除く)1㎡につき2万4000円で算出した額と、工事費(税抜き)を比べて少ない方の額(限度額40万円)

- 沿道緑化の工事に当たり、ブロック塀を取り壊した場合には、ブロック塀の長さ1mにつき1万円を助成金額に加算します。
- 建築基準法などの法令に適合しない建築物に設置する場合および条例・要綱に基づき設置する場合を除きます。
- 設置する場所により、助成対象とならない場合があります。

**管理状況届出書の提出はお済みですか
分譲マンションの適正管理に関する条例および支援事業**

4月1日から、分譲マンションの管理状況等に関する届出書の提出、管理規約や区分所有者・居住者名簿の作成・保管、長期修繕計画の作成等が義務付けられました。対象は、地下を除く3階以上の非木造建築物で、住戸が6戸以上あり、区分所有者が2人以上いる区内のマンションです。

また、分譲マンションの管理組合等を対象として、適正な維持管理と快適な住まいづくりを支援する様々な助成制度があります。助成を受けるためには、管理状況届出書の提出が必要です。他にも要件等がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

【問合せ】住宅課計画担当 ☎5608-6215

助成制度	内容	助成金額	対象
分譲マンション計画修繕調査支援	計画的な大規模修繕に先立って行う、建物や設備の診断調査等に要する費用の一部を助成	調査費の1/3(限度額50万円) *住宅以外の用途部分に要した費用を除く	建築後5年以上経過した区内分譲マンションの管理組合
分譲マンション共用部分リフォームローン償還助成	修繕工事に際して受けた、独立行政法人住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」返済時における利息の一部を助成	借入利率から1%を減じて算出した利息相当額(7年を限度) *他の助成制度の活用等による調整あり	共用部分の改良工事を行う区内分譲マンションの管理組合等
分譲マンションアドバイザー制度利用支援	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する、管理や建替えに関するアドバイザー派遣制度の派遣料の全部または一部を助成	アドバイザー派遣料の全額 *一部コースは2/3	区内分譲マンションの管理組合

●上記のほかに、一般社団法人東京都マンション管理士会墨田支部の無料相談や、都が実施する弁護士等の専門相談も利用できます。

★ **区制70周年記念事業「10年後の未来図」大賞が決まりました** ★

10年後に成人となる区内在住の小学校4年生が、すみだや自分の未来を描いた「10年後の未来図」。審査の結果、大賞、区制70周年記念賞、部門賞等の各賞受賞作品が決定しました。
また、1029点の全応募作品を、すみだ北斎美術館で展示します。ぜひ、お越しください。
【展示期間】11月23日(祝)～12月3日(日)の午前9時半～午後5時半 *休館日(11月27日)を除く **【ところ】**すみだ北斎美術館講座室[MARUGEN100](亀沢2-7-2) **【入場料】**無料 **【問合せ】**文化芸術振興課文化行事担当 ☎5608-6181

★ **大賞「にぎやかな町」** (渡辺咲乃さん・第四吾嬬小学校) ★
★ **区制70周年記念賞「お父さんとビール」** (郡 新之助さん・第二寺島小学校) ★

区の世帯と人口(11月1日現在)

世帯	14万7732 (+260)	
人口	26万8425 (+272)	
男	13万3222 (+113)	*住民基本台帳による
女	13万5203 (+159)	* ()内は前月比